

井川町 こども計画(案)

令和 8 年 3 月

井川町

目 次

第1章 計画の概要	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の対象	5
5. 計画の策定方法	5
(1) 井川町子ども・子育て会議による協議	5
(2) 関係部署による協議	5
(3) 各種調査の実施	5
(4) パブリックコメントの実施	5
第2章 こどもや若者、子育て家庭を取り巻く状況	6
1. 本町の概況	7
(1) 町の現状	7
1) 人口の推移	7
2) 産前訪問状況	8
3) 乳児全戸訪問状況	8
4) 出生数・出生率の推移	9
5) 婚姻・離婚数の推移	10
6) こども園の状況	10
7) 義務教育学校の状況	11
8) 特別支援学級の利用児童数	11
9) 放課後児童クラブの状況	12
10) ひとり親世帯の状況	12
2. 教育・保育事業の実施状況	13
(1) 教育・保育事業	13
(2) 地域子ども・子育て支援事業	13
3. 各種調査結果からみた課題や方向性	14
(1) 各種調査の概要	14
(2) 調査結果のポイント	15
1) 就学前児童保護者対象調査	15
2) 義務教育学校前期課程児童保護者対象調査	16
3) 義務教育学校5年生、8年生児童対象調査	17
4) 義務教育学校5年生、8年生児童保護者対象調査	18
5) 普段の生活についてのアンケート（16歳～39歳本人調査）	19
第3章 計画の基本的な方向	20
1. 基本理念	21
2. 基本視点	22
3. 計画の基本的な方向性	22
4. 施策体系	23

第4章 施策の展開.....	24
基本視点1 安心して、産み育てる.....	25
1) 教育・保育事業の推進.....	25
2) 子育てサービスの充実.....	27
3) 配慮を要する子どもや家庭への支援.....	30
基本視点2 社会全体で育てる.....	32
1) 地域とのつながりの確保.....	32
2) 安心安全な環境の整備.....	34
3) 経済的な支援.....	35
基本視点3 社会性を育む.....	44
1) 教育環境の充実.....	44
2) 体験活動・学習機会の充実.....	47
3) 地域に根ざした活動の推進.....	49
第5章 子ども・子育て支援事業の確保の方策.....	51
1. こども（0～11歳）人口の推計.....	52
2. 教育・保育提供区域の設定.....	52
3. 教育・保育の区分の設定について.....	53
4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について.....	53
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	53
6. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策.....	54
(1) 教育と保育の量の見込み.....	54
(2) 教育利用に対する確保策.....	54
(3) 保育利用に対する確保策.....	55
7. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策.....	56
第6章 計画の推進体制.....	59
1. 計画の推進体制.....	60
(1) 計画見直し.....	60
(2) 庁内における進捗管理の体制.....	60
(3) 関係機関等との連携・協働.....	60
2. 計画の公表及び周知.....	60
3. 計画の進捗状況の管理・評価.....	61
資料編.....	62
1. 井川町子ども・子育て会議条例.....	63
2. 井川町子ども・子育て会議委員名簿.....	64

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

井川町では子ども・子育て支援の充実に向け、平成27年3月に「井川町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月には「井川町子ども・子育て支援事業計画<第2期>」を策定し、令和7年3月に「井川町子ども・子育て支援事業計画<第3期>」を策定しました。社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた全ての子どもに対し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することができるよう取り組んでまいりました。

一方、国では令和5年4月1日にこども家庭庁が創設され、合わせて「こども基本法」(令和4年法律第77号)が施行されました。こどもや若者に関する取組の方向性が大きく見直しされております。

「こども基本法」では「次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策を総合的に推進する」こと、同法第10条第1項では都道府県は、こども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、同法第10条第2項では市町村は、国のことども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう定められ、それぞれ努力義務が課せられました。

秋田県においては、「第3次あきた子ども・若者プラン」及び「第3期すこやかあきた夢っこ子プラン」も統合した「秋田県こども計画」を令和7年3月に策定しております。

本町でも、町に生まれ成長する子どもや子育て家庭に対する総合的な支援をさらに推進するため、本計画である「井川町こども計画」を策定し、引き続き、切れ目のない・きめ細かい子ども・子育て支援を取り組んでいきます。

子ども・若者世代の人口減少といった傾向は続いている、国や県と同様に全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を推進するため、「井川町こども計画」は子ども・子育て支援事業計画等の本町の子ども・子育て支援の取組を継承するとともに、より幅の広い年代を対象としたこども・若者計画に相当する内容を含めて、総合的な計画として策定いたします。

(国のことども大綱が目指す社会)

全ての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利に関する条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

「こどもまんなか社会」～全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

こども大綱で示された理念や基本方針を踏まえ、本町においても全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指していきます。

(こども計画と関連する個別計画)

計画名称	内容	根拠法
市町村こども計画	こども基本法に基づき策定される「こども大綱」等を勘案し、地域の課題や実情に応じて作成され、子どもの健やかな成長の実現を目指す計画。	こども基本法
市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育事業、地域子育て支援事業について5年間の見込み量と確保策についてまとめた計画。	子ども・子育て支援法
次世代育成支援行動計画	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備づくりを重点的に推進するための行動計画。	次世代育成支援対策推進法
市町村子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策として「教育」「生活の安定」「保護者の就労」「経済的支援」などの取組についてまとめた計画。	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
市町村子ども・若者計画	子どもから30代までの人々が自らの居場所を得て、成長活躍できる社会を目指す計画。	子ども・若者育成支援推進法

基本理念

全てのこども・若者が、個性や多様性が尊重され、将来に希望を抱きながら健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会を目指す

基本理念実現に向けた5つの視点

- (1) 社会を構成する担い手として位置づける視点
- (2) ライフステージ等に応じて切れ目なく支援する視点
- (3) 当事者の意見を聴きながらともに進める視点
- (4) 秋田で安心して生活できる視点
- (5) 社会全体で応援する視点

基本理念を実現するために展開する4つの項目

- 基本目標1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備
基本目標2 秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援
基本目標3 困難を有するこども・若者への支援
基本目標4 子育て当事者を社会全体で支える体制の充実

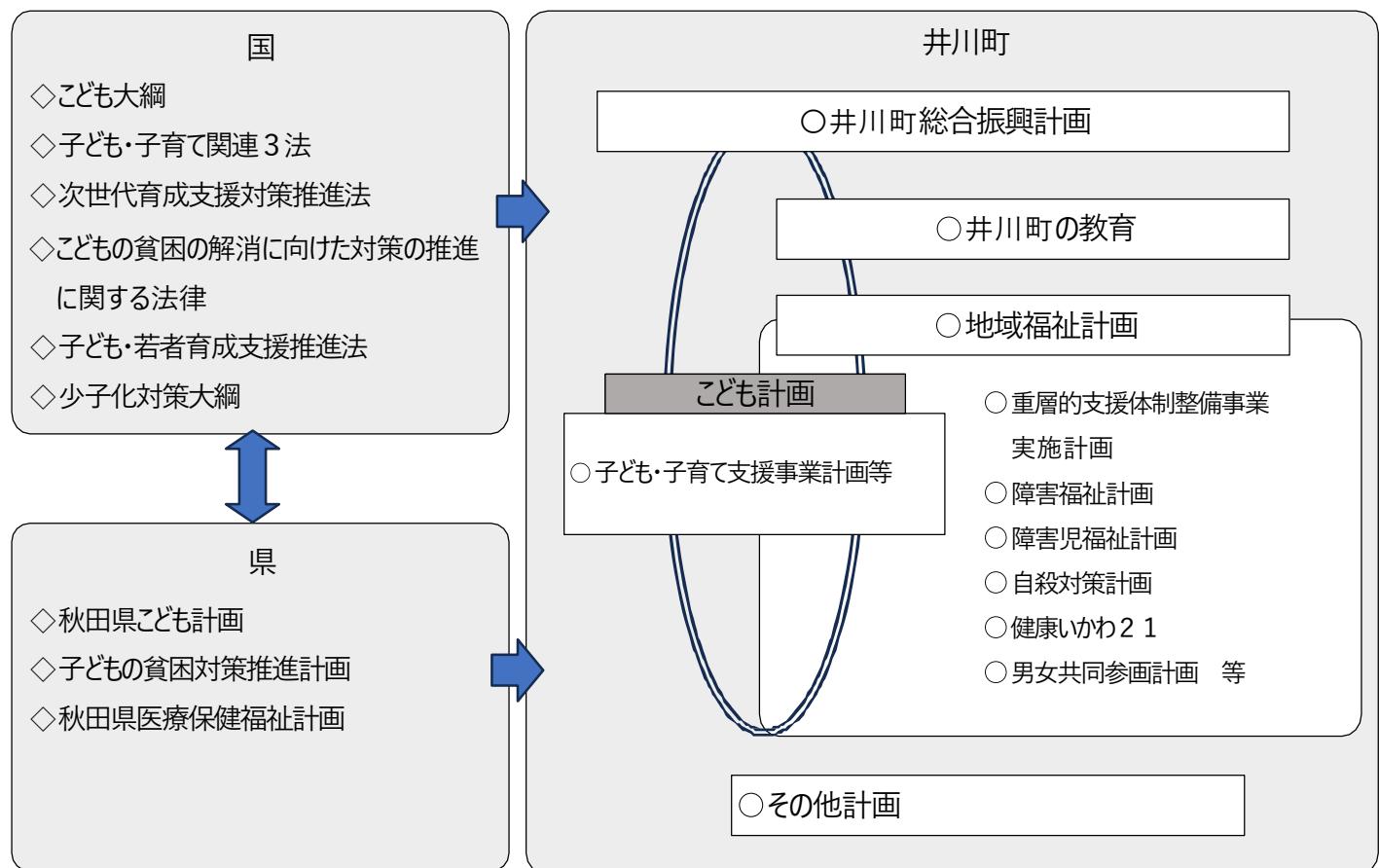
計画の推進体制等

- 国や市町村、関係機関、N P Oなどの民間団体等と連携・協働して施策を実施
- 施策の実施・評価に当たっては、子ども・若者・子育て当事者から意見聴取
- 施策の進捗状況を毎年度、検証し公表

2. 計画の位置づけ

(計画の根拠)

計画名称	根拠法
市町村こども計画	こども基本法第10条に基づく市町村こども計画
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく市町村行動計画
市町村子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する、都道府県計画及び市町村計画
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画



3. 計画の期間

こども計画の計画期間は、令和8～11年度の4年間とします。(令和12年度から「第3期井川町子ども・子育て支援事業計画」と統合するため)ただし、内包する個別計画について法や制度の見直しが行われた場合には、計画の期間内であっても部分的に計画の見直しを行うこともあり得ます。



4. 計画の対象

「子ども・子育て支援」については、計画の対象を、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までのこどもとその家庭、地域、企業、行政など全ての個人及び団体とします。

「若者支援」については、計画の対象を、おおむね15歳から40歳未満の者とします。

※国の「こども基本法」では、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』と明記されていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

5. 計画の策定方法

(1) 井川町子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育関係者、関係行政機関等で構成する「井川町子ども・子育て会議」で計画内容の検討を行いました。

(2) 関係部署による協議

行政内部での子ども・子育て支援に関する施策等の連携を図るために、関係部署で協議し、計画内容の調整を行いました。

(3) 各種調査の実施

就学前児童（の保護者）、義務教育学校（の保護者）を対象に、子育てに関する生活実態やニーズの数値化等の基礎データを把握するためにニーズ調査を実施しました。また、義務教育学校5年生、8年生を対象に、普段の生活アンケートを実施しました。

上記のほか若者意識（子ども・若者の自殺対策、結婚を希望する方への支援等）を把握するために、井川町在住の16歳から39歳を対象に、若者の意識と生活に関する調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

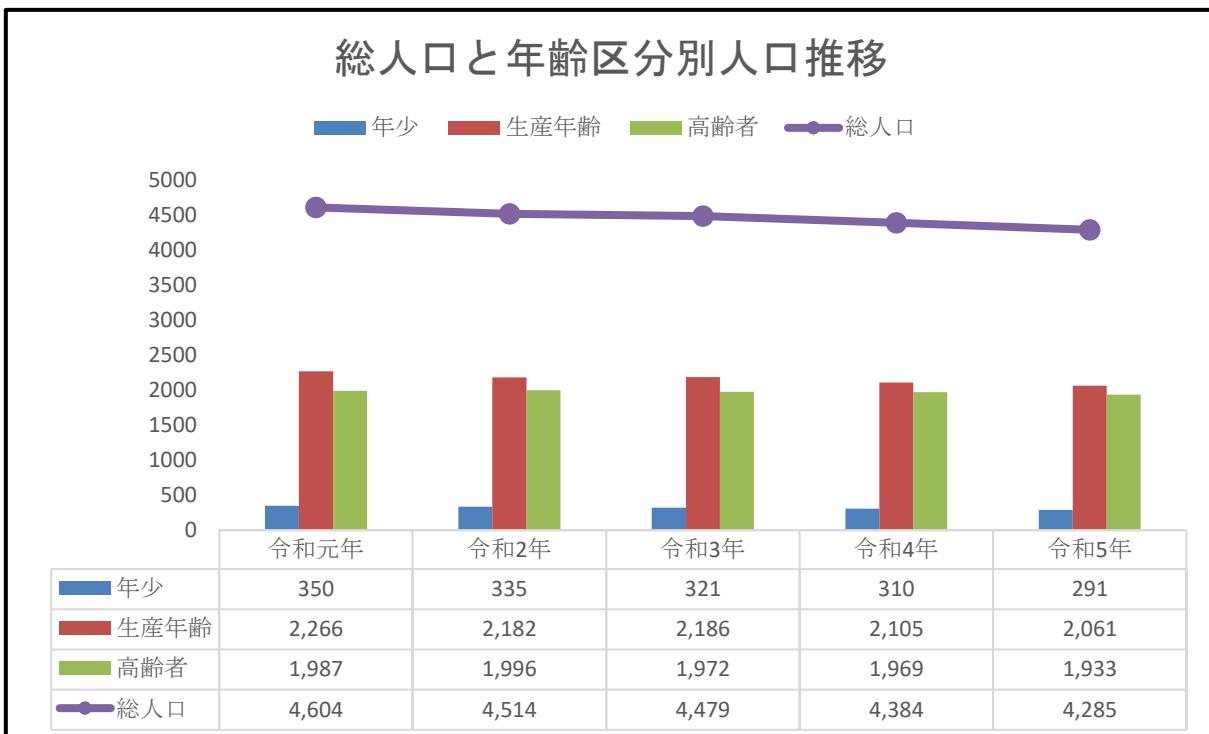
計画内容について、住民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、計画素案に対するパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

第2章 こどもや若者、子育て家庭を取り巻く状況

1. 本町の概況

(1) 町の現状

1) 人口の推移



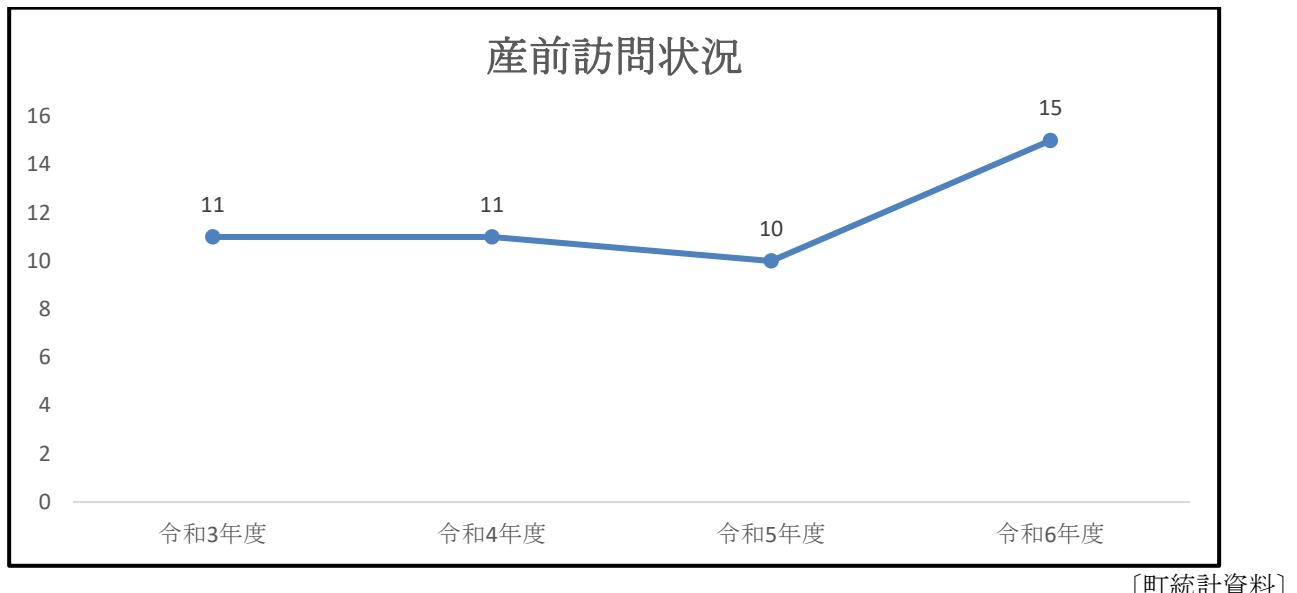
〔資料：第3期井川町子ども・子育て支援事業計画〕

町の人口は、上・下井河村の合併により井川村が誕生した昭和30年をピークに減少を続け、秋田県年齢別人口流動調査報告書によると、令和元年から令和5年の間に総人口が319人減少しております。

また、年齢別的人口構成でみると、令和元年時点の年少（0歳から15歳未満）人口比率7.6%、生産年齢（15歳以上64歳未満）人口比率49.2%、高齢者（65歳以上）人口比率43.2%に対して、令和5年には年少6.8%、生産年齢48.1%、高齢者45.1%となり、高齢者人口比率が上昇し、少子高齢化の傾向が顕著となっております。

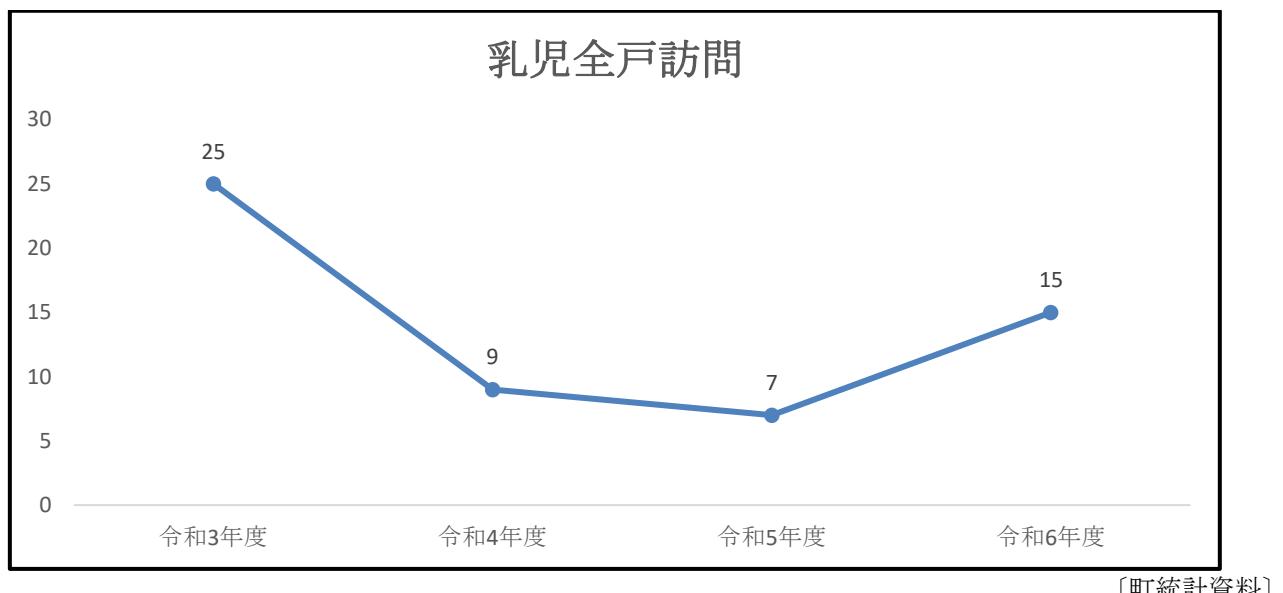
なお、町の総人口は、今後も減少を続けるものと見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」によると、2050年の町の総人口は2,151人と推計されています。

2) 産前訪問状況



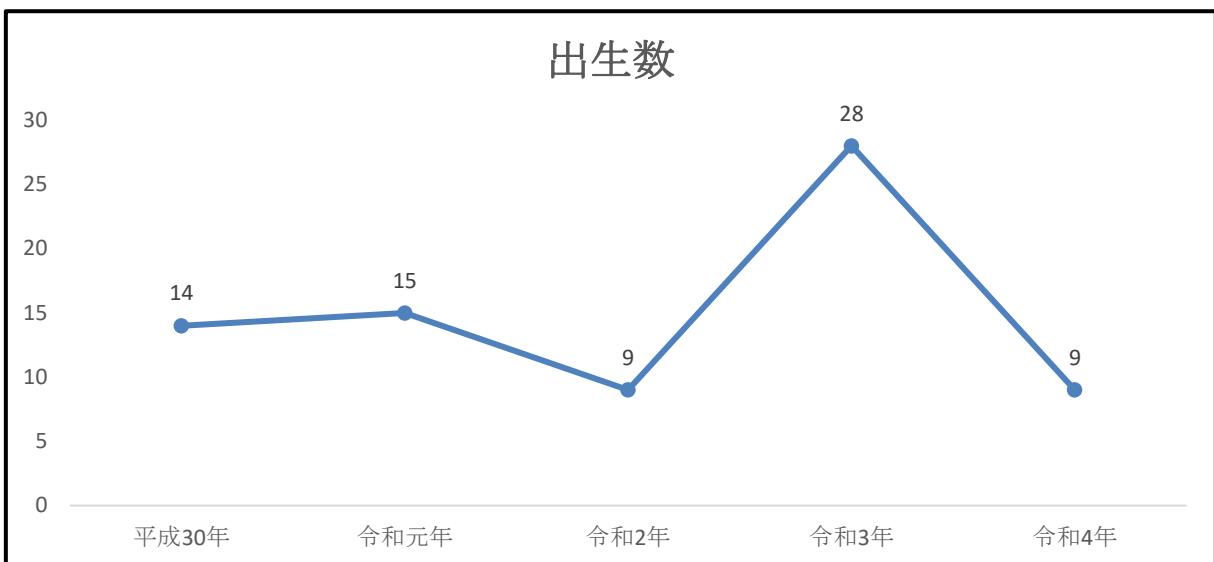
令和3年度から令和5年度まではほぼ横ばいに推移しておりますが、令和6年度だけ15人と、他の年度と比べ増加しております。増加の理由としては、妊婦数に比例しています。

3) 乳児全戸訪問状況

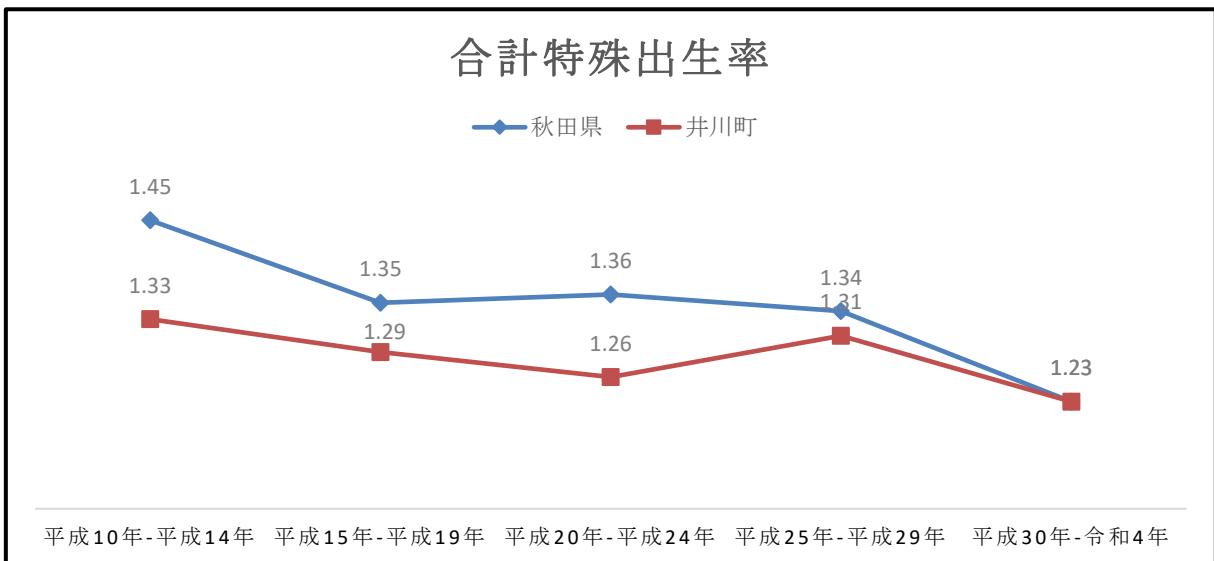


令和3年度が25人と一番多く、令和4年度、令和5年度と減少しましたが、令和6年度には15人と増加しております。

4) 出生数・出生率の推移



[資料：第3期井川町子ども・子育て支援事業計画]

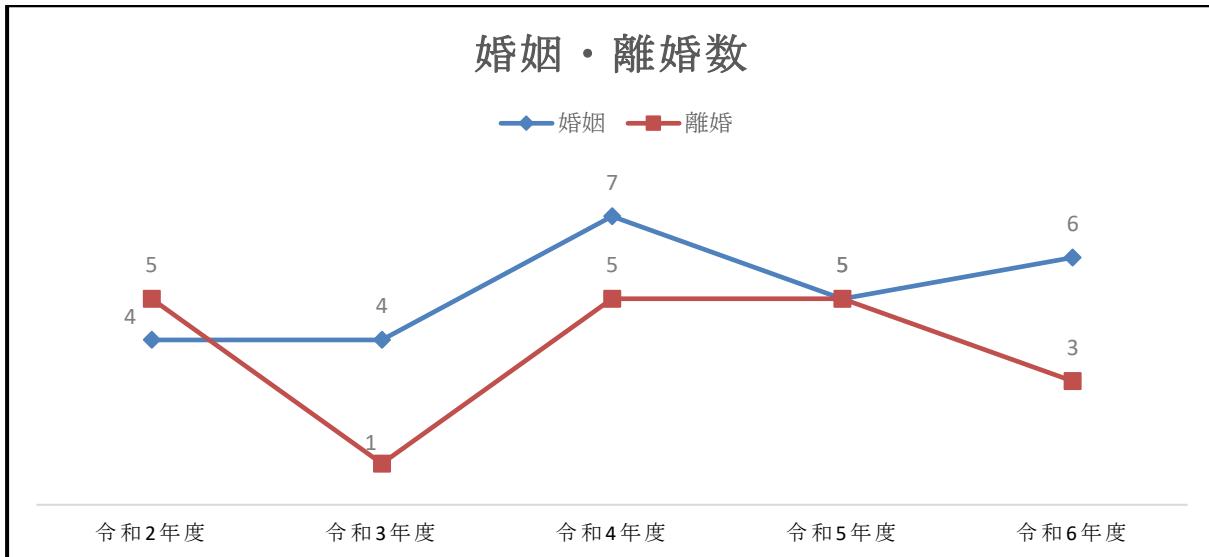


[資料：第3期井川町子ども・子育て支援事業計画]

町の出生数は令和3年を除き近年減少傾向にあり、合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）においても、減少を続けています。

厚生労働省が公表している本町の平成30年から令和4年における合計特殊出生率は1.23%となっており、県平均と同じ値となっています。減少に歯止めをかけるためにも、子育て支援及び雇用環境の整備など粘り強い支援が必要です。また必要な支援を行う等、地域一体となって子どもを育むという意識を持つことが大切となります。

5) 婚姻・離婚数の推移

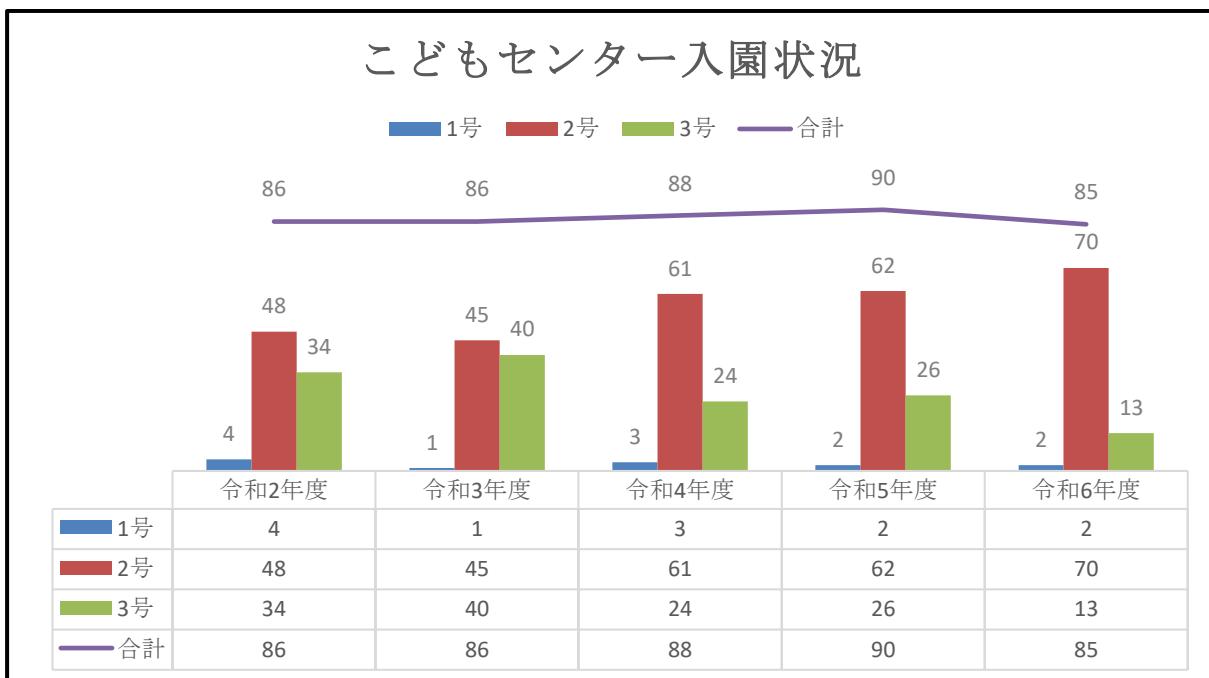


[町統計資料]

令和2年以降の婚姻数は4～7件で、ほぼ横ばいで推移しています。離婚数も1～5件でほぼ横ばいで推移しています。

令和2年度、令和5年度以外では婚姻数が離婚数を上回っています。

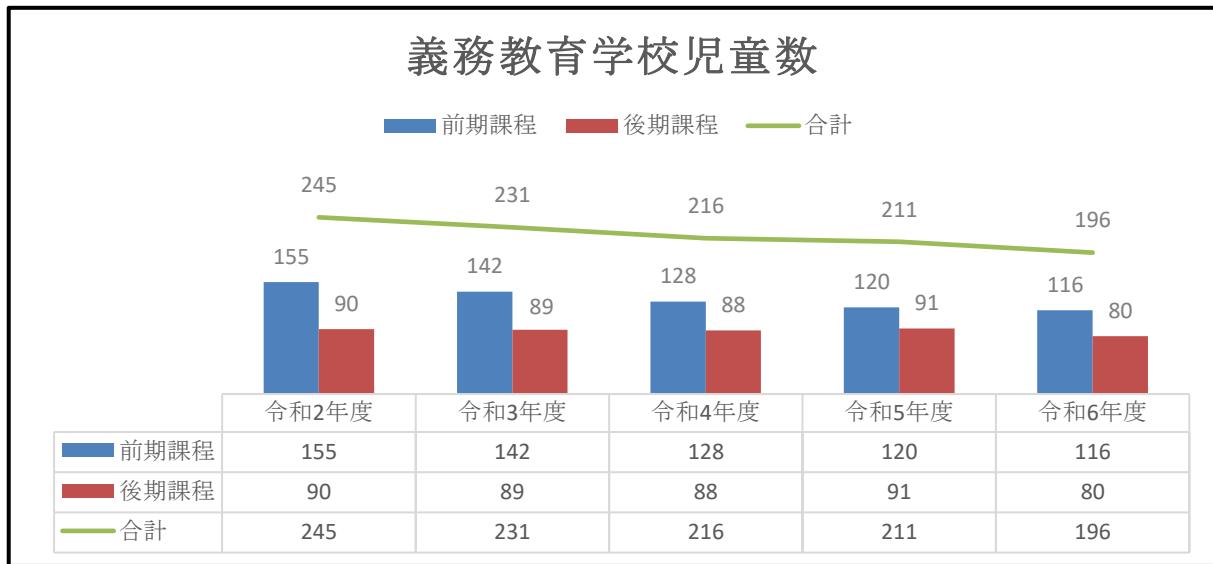
6) こども園の状況



[資料：各年3月31日現在、町統計資料]

町のこども園は1箇所配置しており、利用者数は令和4年度88人、令和5年度90人、令和6年度は85人とほぼ横ばいで推移しています。保護者の入園希望に沿ったかたちで入園いただいており待機児童については現在0人となっています。

7) 義務教育学校の状況

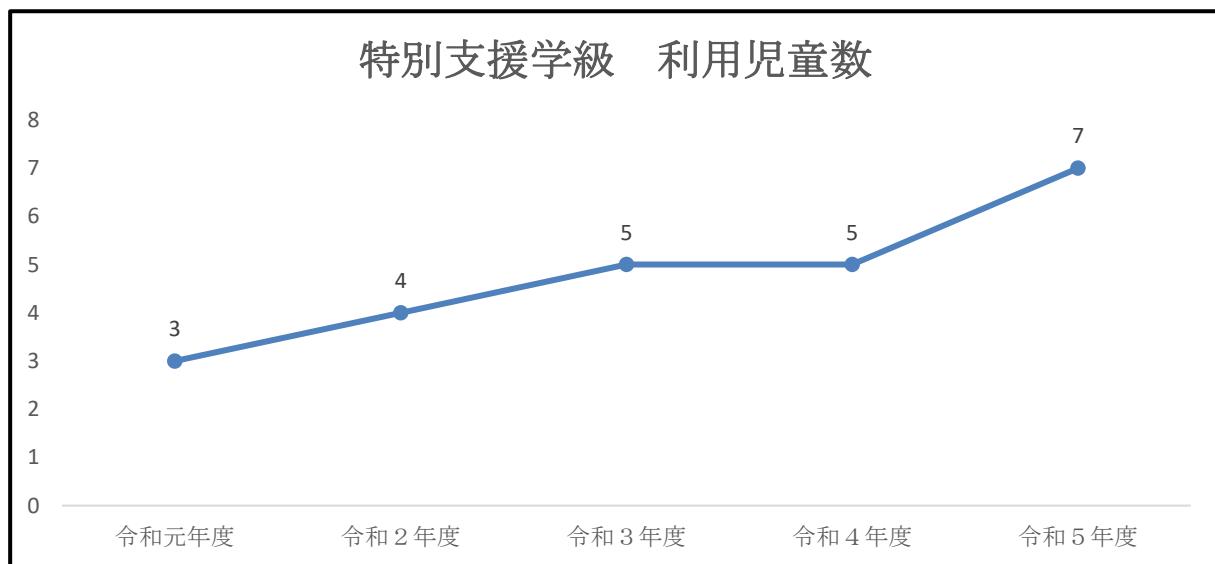


[資料：各年5月1日現在、町統計資料]

町では義務教育学校を1箇所配置しています。

義務教育学校の前期課程及び後期課程の児童数はともに減少傾向にあり、令和2年度には前期課程児童数155人、後期課程児童数90人いましたが、令和6年度には前期課程児童数116人、後期課程児童数80人と49人減少しています。

8) 特別支援学級の利用児童数

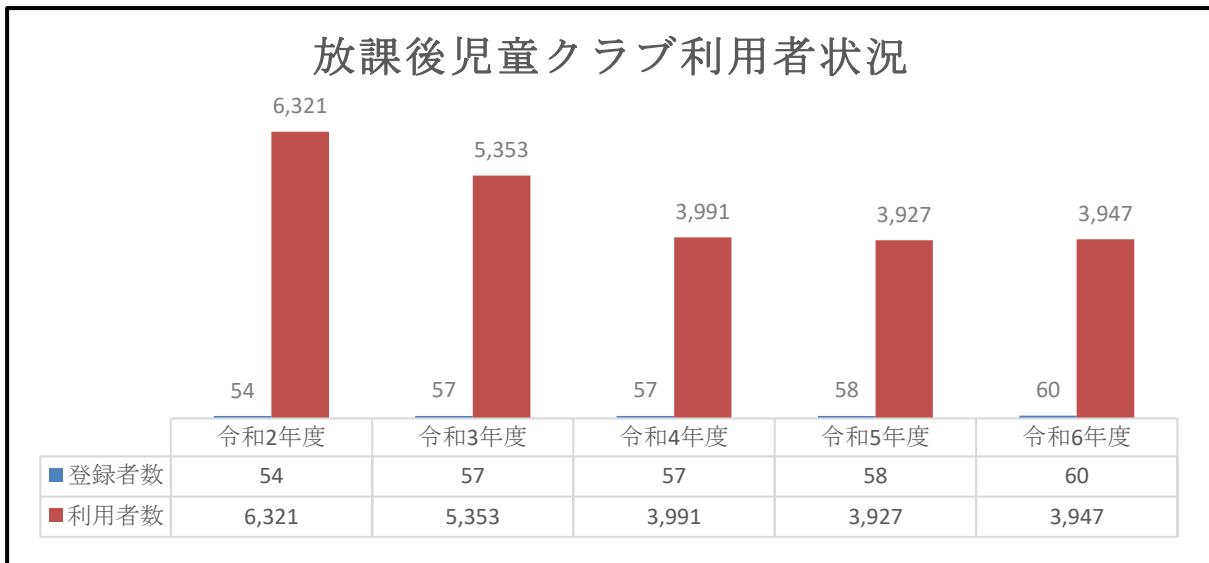


[資料：第2期井川町障害者計画]

特別支援学級の利用児童数は令和元年より増えております。令和元年度は3人だったのに対して、令和5年度では7人に増えております。

保護者の意見を尊重し、利用いただいております。

9) 放課後児童クラブの状況

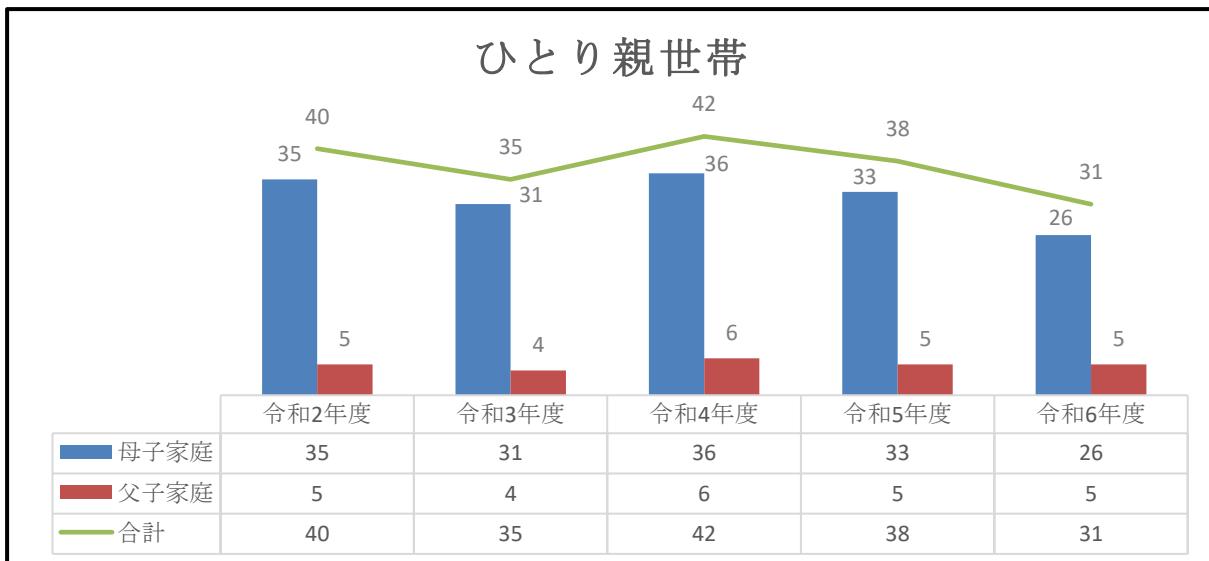


[資料：町統計資料]

放課後児童クラブの登録者数は毎年約60人とほぼ横ばいとなっております。

年間の利用者数に関しては、令和4年以降3,900人～4,000人とほぼ横ばいとなっています。

10) ひとり親世帯の状況



[資料：町統計資料]

ひとり親世帯の世帯数は減少傾向にあり、令和2年度には40世帯だったが、令和6年度には31世帯となっています。

※ひとり親家庭（世帯）とは、配偶者がいない女性または男性が、20歳未満のこどもを扶養している家庭。

2. 教育・保育事業の実施状況

(1) 教育・保育事業

※計画値（確保策）は第3期子ども・子育て支援事業計画において設定した値

◎教育利用での進捗状況

（3～5歳で1号認定もしくは2号認定を受け、教育利用を希望する者）

	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	0人	0人	0人	0人
確保提供数	30人	30人	30人	30人

◎保育利用での進捗状況

（3～5歳で2号認定を受け、保育利用を希望する者及び0～2歳で3号認定を受けた者）

	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	80人	78人	53人	50人
確保提供数	110人	110人	110人	110人

(2) 地域子ども・子育て支援事業

※計画値（確保策）は第3期子ども・子育て支援事業計画において設定した値

◎放課後児童クラブ

	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	47人	45人	58人	52人
確保提供数	60人	60人	60人	60人

◎乳児家庭全戸訪問事業

	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	6人	6人	6人	5人
確保提供数	20人	20人	20人	20人

3. 各種調査結果からみた課題や方向性

(1) 各種調査の概要

①就学前児童保護者対象調査

調査期間	令和6年6～7月
調査方法	井川こどもセンター、井川義務教育学校経由及び郵送
調査対象	町内在住の就学前児童の保護者
回収状況	発送数：68件⇒回収数：61件 回収率：89.7%

②義務教育学校前期課程児童保護者対象調査

調査期間	令和6年6～7月
調査方法	井川義務教育学校を通して直接配布・回収
調査対象	町内在住の義務教育学校児童保護者
回収状況	発送数：92件⇒回収数：90件 回収率：97.8%

③義務教育学校5年生、8年生児童保護者対象調査

調査期間	令和7年7月
調査方法	井川義務教育学校を通して直接配布・回収
調査対象	町内在住の義務教育学校5年生、8年生児童保護者
回収状況	発送数：36件⇒回収数：30件 回収率：83.3%

④義務教育学校5年生、8年生児童対象調査

調査期間	令和7年7月
調査方法	井川義務教育学校を通して直接配布・回収
調査対象	町内在住の義務教育学校5年生、8年生児童保
回収状況	発送数：39件⇒回収数：33件 回収率：84.6%

⑤普段の生活についてのアンケート（16歳～39歳本人調査）

調査期間	令和7年7月
調査方法	郵送
調査対象	町内在住の16歳～39歳
回収状況	発送数：200件⇒回収数：92件 回収率：46.0%

(2) 調査結果のポイント

1) 就学前児童保護者対象調査

○ 本町の子育て環境や支援に対する満足度について

- ・満足度が非常に高く、満足度 5 段階中 4 、 5 段階との回答が 9 6 % となっています。

⇒ 本町の子育て環境や支援に対して、満足している家庭が多く、引き続き満足してもらえるように子育て環境や支援を行っていきます。

○ 病児・病後児保育施設の利用意向

- ・利用したいとの回答が 2 2 % となっています。

⇒ 児童が病気にかかった際仕事を休んで看ないといけないとの声が多く、就労している世帯のニーズが高く、利用層の違いに留意した基盤整備が必要と考えられます。病児・病後児対応については、医療機関と隣接した保育事業への利用意向が高く、医療機関と連携した基盤の整備が求められています。

○ 町の子育て支援拠点事業(みなくる)の利用状況

- ・利用したいとの回答が 5 2 , 5 % となっています。

⇒ 半数以上の利用意向があり、ニーズが非常に高くなっています。今後もたくさんのイベント等を企画し、利用者増加に繋げていきたいと思います。

○ 小学校低学年になったときの放課後の過ごし方の希望

- ・平日の放課後については「放課後児童クラブ」の利用をイメージしている保護者が 25 % となっています。
- ・土曜日、日曜日「放課後児童クラブ」の利用意向は 6 % ~ 1 3 % と低いですが、一定の家庭でのニーズがあります。

⇒ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の利用意向は高く、受け皿の確保を図る必要があります。

○ 保護者の就労状況

- ・父母ともに「フルタイム」で就労している割合が高く、母親でも半数を超えていいます。また母親の場合、「パート・アルバイト等」も 3 0 % を超えています。

⇒ 大半の家庭が共働きと思われ、今後も保育のニーズは高いものと思われます。

○ 井川町の子ども・子育て支援に関して不満に思う点

- ・こどもセンターのセキュリティーに少し不安をもっている。すぐ外に出ていってしまう。
- ・こどもセンターの防犯設備を強化していただきたいです。熊や不審者が簡単に入っていく状態なので不安です。
- ・日曜も仕事が入ったりするのでその間(1 ~ 2 時間)でも預けられる所があれば助かる。
- ・仕事が早い日もあり、こどもセンターが 7 時開園だと助かる。 など

⇒ 不満点についての回答は少なかったものの、複数の方からこどもセンターのセキュリティー関係での防犯対策等を強化してほしいこと、こどもセンターの運営時間等についての検討などが今後の重要課題の一つとなります。

2) 義務教育学校前期課程児童保護者対象調査

○ 本町の子育て環境や支援に対する満足度について

- ・満足度が非常に高く、満足度5段階中4、5段階との回答が76%となっています。
- ⇒本町の子育て環境や支援に対して、満足している家庭が多く、引き続き満足してもらえるように子育て環境や支援を行っていきます。本町の子育て環境の強みは自然の豊かさ、保育園などの入所しやすさ、治安のよさ、地域のつながりの強さ、学校環境の安心感などとなっており、今後も強みを活かして子育て環境の充実を図っていく必要があります。

○ 保護者の就労状況

- ・父母ともに「フルタイム」で就労している割合が高く、母親も半数を超えていいます。また母親の場合、「パート・アルバイト等」が30%を超えていいます。
- ⇒大半の家庭が共働きと思われ、今後も保育のニーズは高いものと思われます。

○ 放課後児童クラブ(学童保育)について

- ・日、祝日もやってくれたらもっと働けた。土日休みの人だけじゃないので。
- ・4年生以上になると物足りなくなる印象。
- ・もう少し、優しくしてあげてほしい。
- ・勉強の途中でも、今はそれをやる時間ではないと言われたことがあったみたいです。時間で動かなければいけなく自由がないと話していました。もう少し年齢の大きい子供たちは意見を尊重してもらってもいいのではないかと思います。など

⇒多様な家族構成に合わせた内容を検討することが重要課題となってきます。

○ 子育てをするうえで、周囲からどのようなサポートがあればよいと考える点

- ・習い事の送迎。片親なので複数の子供の送迎が難しいため。
 - ・子供達が遊べる(身近)な場所を増やしたり、公園をきちんと整備してほしい。
 - ・スクールカウンセラーの方の相談日がもう少し増えたら悩んでいる時期にピンポイントでご相談できそうで助かります。
- ⇒不満点については少なかったものの、今回の結果を反映させたサポートを検討する必要性があると思われます。

○ 井川町の子ども・子育て支援に関する意見

- ・児童館の利用者、来た帰ったなどが知れる情報アプリがあるとスマホを、まだ持たせていない子供も安心して行動が見守れると思います。
- ・学校のお迎えを待つ場所があるといいと思います。
- ・プログラミング教室なども導入検討してほしい。
- ・井川の子どもたちはバス通学で運動不足のような気がします。勉強だけでなく体をつかったイベントももっとあっても良いのではないかでしょうか。など

⇒前期課程児童保護者における子育て環境や子ども・子育て支援の取組について総合的な評価は高く、今後もこれまでの取組を継続して充実を図っていくことが望ましいように思われます。

3) 義務教育学校5年生、8年生児童生徒対象調査

○学校生活の充実感

・学校生活については9割以上が“楽しい”（「楽しい」、「だいたい楽しい」）と回答しています。

⇒引き続き充実感が高く、質の高い教育を行っていきます。

○ヤングケアラーという言葉の意味

・「ヤングケアラー」という言葉については9割以上が“聞いたことはない”と回答しています。

⇒ヤングケアラーの言葉の意味を知ってもらい、周囲がサポートできるような支援等検討することが求められます。

○自己肯定感

・自分のことについて“好き”（「好き」、「どちらかといえば好き」）という自己肯定感の高い人の割合が9割以上を占めています。

⇒児童一人一人が、自らの長所を活かすことで、輝く場所を見つけてもらうよう支援することが求められます。

○悩みごとや困りごとの有無

・悩みごとや困りごとについては、「特にない」が42%で一番多かったものの、次いで「勉強」の割合が39%と多くなっています。

⇒勉強に対しての苦手意識を改善するように努めることが求められています。

○社会参加への参加意欲

・8割以上の児童が活動を行いたいと答えております。特に「地域の行事や祭りなどの手伝い」の割合が45%と多くなっており、次いで「自然や環境を守る活動」が38%と続いております。

⇒様々なボランティア活動を行う場を設け、活動を通じて内面的な成長に繋げていきます。

○町に求めること

・イベントをもっとふやしてほしい。

・もっと若い世代の人を輝く場所がほしい。

・いろいろな人との交流。

・夏のイベントをふやしてほしい。など

⇒町では様々なイベントを行っていますが、今後は子供を巻き込んだイベントを企画、検討することが求められています。

4) 義務教育学校5年生、8年生児童生徒保護者対象調査

○保護者の就労状況

- ・父母ともに就労している割合が高く、母親も9割以上を占めています。
- ⇒大半の家庭が共働きと思われ、今後も学童保育等のニーズは高いものと思われます。

○教育のこと

- ・「まだわからない」と回答した人が33%いた一方、43%の保護者が「大学またはそれ以上」に教育したいと回答しております。
- ⇒家庭の経済状況にかかわらず、大学に進学させるための教育費について検討することが求められます。

○世帯全員の年間収入

- ・「500万～600万円未満」が34%と一番多く、次いで「300万～400万円未満」、同数で「700万以上」が19%となっております。一番低い世帯で「100万～200万円未満」が7%となっています。

⇒低所得世帯に対しての支援が求められています。

○現在の暮らしの状況

- ・「やや苦しい」、「大変苦しい」が44%、「ややゆとりがある」、「大変ゆとりがある」は3%となっています。
- ⇒苦しい家庭の状況を把握し、家庭にあった支援策が求められています。

○ご家族の家計について

- ・「黒字であり、毎月貯蓄をしている」が33%となっている一方、「赤字であり、貯蓄を切り崩している」が18%となっています。
- ⇒赤字の家庭を支援していく必要が求められています。

○井川町の子ども・子育て支援に関して不満に思う点

- ・井川さくら塾大変助かります。9年生受験に向けて放課後、平日学校を開放して無料で勉強する場所を作ってほしい。塾へ通わせることを考えるが経済的に厳しい。
- ・こどもセンターのセキュリティーに少し不安をもっている。すぐ外に出ていってしまう。
- ・無料塾の支援も始まりありがたいと思いつつ、井川の子どもたちは運動不足のような気もします。(バス通学だし サッカー教室だったり子どもたちがもっと体をうごかせる機会があればいいなと思いました)。

⇒不満点についての回答は少なかったものの、今後も家庭のニーズにあったサービスを提供することが求められています。

5) 普段の生活についてのアンケート（16歳～39歳本人調査）

○普段の外出状況

- ・大半が頻繁に外出しているが、6 %の人が「用事があるときだけ外出するがほぼ1日中家にいる」と回答しています。
⇒引きこもり予備軍を早い段階で把握し、素早い支援策が必要と思われます。

○期間（「用事があるときだけ外出するがほぼ1日中家にいる」状態になってから）

- ・「3か月未満」が33 %、「6か月～1年未満」が16 %、「1年～5年未満」が33 %、「10年～20年未満」が16 %となっています。
⇒引きこもり予備軍を把握し、素早い支援策が必要と思われます。

○今の生活の満足感について

- ・75 %が満足している（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）一方、25 %が満足していない結果になっています。
⇒生活満足度の向上に向けた支援策が必要と思われます。

○将来への明るい希望について

- ・75 %が満足している（「希望がある」、「どちらかといえば希望がある」）一方、25 %が満足していない結果になっています。
⇒自分を輝かせる場所を提供および発見してもらう必要があると思われます。

○結婚願望について（未婚者対象）

- ・56 %で結婚願望がある（「結婚したい」、「どちらかといえば結婚したい」）一方、15 %で結婚願望がない結果になっています。
⇒結婚に向けた支援策の検討が必要と思われます。

○井川町の生活するのに良いところだと思いますか。

- ・9割以上が生活するのに良いところだと思っています。
⇒引き続き住みやすい町づくりに努めていきます。

○こども・若者世代に関するご意見

- ・井川町は住みやすいです。
- ・夫婦一組の間に出来る子供の数は変わっていないそうですので、どれだけ婚姻している人数を増やすかが重要ではないかと考えています。
- ・子育てについて支援が厚く、行き届いていると思う。しかし、それを理由に移住等をしてまで転入する若者が増えると言えば思わない。子育て支援以外に、人口を増やす手段があるかどうか。
- ・産まれてくる子どもの数が少ないので、子どもを作る（作ろうとする）家庭への手当（金銭的な）を手厚くするべき。
- ・井川町はこども子育て世代に対する支援等について、前向き、かつ積極的な施策を展開している印象を持っています。これからも継続して暮らしやすい、まちづくりを行ってください。
⇒現状のこども・若者世代についてのサービスは充実している一方、移住等の一部の支援に対して検討していく必要があると思われます。

第3章 計画の基本的な方向

1. 基本理念

国では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指しています。

秋田県のこども計画においては、「全てのこども・若者が、個性や多様性が尊重され、将来に希望を抱きながら健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会を目指す」という基本理念を掲げています。

本計画では、こどもの心豊かで健やかな育ちを支援し、こどもがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、地域における人と人とのつながりを重視し、安心して自分らしく暮らせる、全てのこどもにやさしいまちづくりを進めていくことが求められます。

そこで、本町においてもこどもを中心据え、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に健やかに育ち、一人ひとりにあった幸せな生活を送ることができるまちづくりの実現を目指し、本計画の基本理念を井川町総合振興計画の基本方針をもとに以下のように設定します。

—誰もが安心して暮らせる井川町—
お互い尊重し支え、学びあって豊かな心を育むまちづくり

2. 基本視点

本計画における子ども・子育て支援の基本的な視点は次の3点とします。

基本視点1 安心して産み育てる

基本視点2 社会全体で育てる

基本視点3 社会性を育てる

これら3つの基本的な視点に基づいて、個別の施策を推進していきます。

事業については、アンケートの調査結果をもとに、国の算定基準に町の現況も勘案して「量の見込み」を算出し、利用者のニーズとサービスの質の確保を考慮した計画とします。

3. 計画の基本的な方向性

(子ども大綱で掲げる子ども施策に関する基本的な方針)

- ①**子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る**
- ②**子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく**
- ③**子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する**
- ④**良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする**
- ⑤**若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立ち結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む課題の解決に取り組む**
- ⑥**施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する**

本町においても子ども大綱が掲げる基本的な方針を踏まえ、以下の点に留意して計画の推進を図っていきます。

- 子ども・若者の最善の利益を図るため、子ども・若者の視点、子育て当事者の視点に立った施策の展開**
- ライフステージに応じて切れ目のない施策の展開**

4. 施策体系

基本理念

—誰もが安心して暮らせる井川町—
お互い尊重し支え、学びあって豊かな心を育むまちづくり

基本的な視点

安心して
産み育てる

社会全体で
育てる

社会性を育てる

基 本 施 策

- 教育・保育の充実
- 子育て支援サービスの充実
- 配慮を要する子どもや家庭への支援

- 地域とのつながりの確保
- 安心で安全な環境の整備
- 経済的な支援

- 教育環境の充実
- 体験活動・学習機会の充実
- 地域に根ざした活動の推進

第4章 施策の展開

基本視点 1 安心して、産み育てる

1) 教育・保育事業の推進

■認定こども園

就学前のこどもに対し教育・保育をします。

町内には幼保連携型認定こども園が1か所あり、0歳児から5歳児までの教育・保育を行っています。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学義 校務 教育	後期 課程	学義 校務 教育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○					○					

今後の方向性：これまでどおりに継続

現状、施設型給付についてはこどもセンターにおいてニーズ量に対しての提供数は満たしています。

今後もニーズの多様化に柔軟に対応できるよう適正な保育士の配置を行っていきます。また、職員の研修を適切に実施し保育の質の維持・向上に努めます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■一時預かり事業

保護者が就労、病気、冠婚葬祭、リフレッシュなどの目的で子どもを預けたいときに、保育園等で一時的に保育を行います。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学義 校務 教育	後期 課程	学義 校務 教育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○					○					

今後の方向性：これまでどおりに継続

一時預かり事業は、こどもセンターで実施しています。ニーズ量に対して対応できる状態となっており、今後も継続して実施します。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■ 延長保育事業事業

延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常の保育時間を延長して保育する事業です。

【事業の対象者】

・妊娠 妊娠 妊娠 前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 校 務 教 育	後期 課程	学 校 務 教 育	高 校 生	持 つ 保 護 者	子 ど も を 持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○						○					

今後の方向性：これまでどおりに継続

こどもセンターにおいて保護者の仕事や一時的な用事などに応じて実施しています。量の見込みに対して対応できる状態となっています。引き続き事業を実施していきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに左右されない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

【事業の対象者】

・妊娠 妊娠 妊娠 前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 校 務 教 育	後期 課程	学 校 務 教 育	高 校 生	持 つ 保 護 者	子 ど も を 持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○							○					

今後の方向性：新規

令和8年度から新規事業としてスタートしていく予定です。円滑に事業が開始できるように、国や県の動向に注視しつつ、場所や人員の確保などの基盤整備を進めていきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

2) 子育て支援サービスの充実

■利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 娠前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学義 校務 教 育	後期 課程	学義 校務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○						○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

平成30年度から母子保健型の利用者支援事業を実施しており、今後も継続して行なっていきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、その他の支援を行う事業です。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 娠前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学義 校務 教 育	後期 課程	学義 校務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○	○	○				○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

当該事業については、子育て支援多世代交流館（みなくる）でわいわい広場を実施しています。

今後も内容の充実に努めるとともに積極的な広報等行い周知を図ります。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■病児・病後保育事業

病気や病気の回復期にある子どもを対象に集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できないときに一時的に保育する事業です。現在当該事業の実施はありません。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 娠前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学義 校務 教 育	後期 課程	学義 校務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○						○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

現在事業の実施予定はありません。今後、ニーズを見極めながら広域連携での実施も含めて検討します。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により屋間家庭にいない児童に対し、授業終了後に学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を確保し、児童の健全育成を図ります。

【事業の対象者】

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
			○		○			○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

子育て支援多世代交流館（みなる）において義務教育学校前・中期課程児童に対し実施しています。内容の更なる充実を図るとともに、「放課後子ども教室」との連携も進めます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■妊婦健康診査事業

妊婦及び産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握・検査・計測保健指導を実施するとともに、妊娠期間中から産後必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【事業の対象者】

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
○												

今後の方向性：これまでどおりに継続

妊婦健康診査受診票、妊婦歯科健康診査受診票、多胎妊婦受診票及び新生児聴覚検査受診票を交付しています。引き続き事業を実施していきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■新生児訪問事業

母子保健法に定められた事業で、新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等育児上重要な事項の指導を目的として、生後 28 日未満の新生児を対象に保健師等が訪問する事業です。

【事業の対象者】

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○							○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

町保健師が訪問を行っており、今後も継続して実施していきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■乳児家庭全戸訪問事業

児童福祉法に定められた事業で、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。助言その他の援助を行います。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 娠前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課 程	学 義 務 教 育	後期 課 程	学 義 務 教 育	高 校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○							○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

町保健師が訪問を行っており、今後も継続して実施していきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■養育支援事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 娠前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課 程	学 義 務 教 育	後期 課 程	学 義 務 教 育	高 校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○						○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

実態の把握に努め、必要に応じて対応していきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■仕事と子育ての両立の推進

仕事と生活の調和を実現するため、働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう支援します。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 娠前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課 程	学 義 務 教 育	後期 課 程	学 義 務 教 育	高 校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○						○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

育児休業制度の積極的な広報活動や町内企業への働きかけを実施するとともに各種保育サービスの質の向上を図ります。また、産休・育休期間中の保護者への情報提供を行い相談支援事業の充実に努めます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

3) 配慮を要する子どもや家庭への支援

■要保護児童等への支援

児童虐待を防止し、すべての児童の心身の成長を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで切れ目のない総合的な支援が必要となります。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	そ の 他
○	○	○	○	○	○	○						

今後の方向性：これまでどおりに継続

乳幼児健診時やこどもセンター、義務教育学校、診療所などの早期発見のほか、要保護児童対策協議会を中心に福祉事務所等関係機関との連携を深め、総合的な支援に努めます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■ひとり親家庭への支援

子育てに加え、生計を担うことが多いひとり親家庭が安定した生活を送れるよう、子育てや生活に関する支援に努めます。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	そ の 他
○	○	○	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

それぞれの家庭の事情に応じた相談対応やサービス提供に努めるとともに、国・県の支援施策とも連携し自立した生活に向けた支援を実施します。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■ 障害のある子どもへの支援

発達の遅れや障害のある子どもたちが、住み慣れた地域で健やかに成長できるよう、それぞれの発達段階に応じた支援に努めます。

【事業の対象者】

・妊娠 妊娠 妊娠前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学義 校務 教 育	後期 課程	学義 校務 教 育	高校 生等	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	そ の 他
	○	○	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

医療機関と連携して実施している「幼児けんこう教室」のほか、発達の段階や障害の特性に応じた相談対応、支援の充実に努め、地域全体で温かく見守っていく環境の整備に引き続き取り組んでいきます。

関連する個別計画	障害児福祉計画	担当課	健康福祉課
----------	---------	-----	-------

■ 放課後等デイサービス

放課後または休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【事業の対象者】

・妊娠 妊娠 妊娠前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学義 校務 教 育	後期 課程	学義 校務 教 育	高校 生等	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	そ の 他
	○	○	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

医療機関と連携して実施している「幼児けんこう教室」のほか、発達の段階や障害の特性に応じた相談対応、支援の充実に努め、地域全体で温かく見守っていく環境の整備に引き続き取り組んでいきます。

関連する個別計画	障害児福祉計画	担当課	健康福祉課
----------	---------	-----	-------

基本視点 2　社会全体で育てる

1) 地域とのつながりの確保

■妊婦等包括相談支援事業

妊娠・出産・子育てに対する様々な不安に対する相談体制の充実を図り、親子がともに成長できるようサポートします。

[事業の対象者]

・妊 妊娠 娠前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前 期 課 程	学 義 務 教 育	後 期 課 程	学 義 務 教 育	高 校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
○	○	○					○					

今後の方向性:これまでどおり継続

母子手帳交付時に全員と面談し、必要に応じて産前訪問を実施するほか、出産後は産後訪問を行います。また、子育て応援サイトを活用し積極的に情報の発信を行い、伴走型の相談支援を推進していきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■育児支援の充実(産後ケア事業)

出産後育児を安心して行うことができるよう、心身の安定を促進するとともに母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援していきます。

[事業の対象者]

・妊 妊娠 娠前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前 期 課 程	学 義 務 教 育	後 期 課 程	学 義 務 教 育	高 校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○					○					

今後の方向性:これまでどおり継続

身体計測や発育状況を確認し、健康・育児指導のサポートを実施するほか、保護者同士の交流や身近な支援者との関係調整、社会資源の紹介等支援します。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■子育て支援多世代交流館（みなくる）の充実

「みなくる」は地域ぐるみで子育てをする環境を築くため、子育て家庭の支援活動や放課後児童の活動の場として、また、子どもが安心して過ごせる環境、世代間交流の環境づくりを目的にした施設です。

【事業の対象者】

・妊娠 妊娠 娠前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学義 務教 育	後期 課程	学義 務教 育	高校 生	持つ 保護 者	若 者	住 民全 般	地 域団 体等	その 他
										○		

今後の方向性：これまでどおり継続

現在施設で実施している地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブの充実に加え、様々な世代に向けた多様なイベントを実施し利用促進を図ることで、多世代における地域とのつながりの確保に向けて取り組んでいきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■重層的支援体制の整備事業

複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」を目指すため、関係する機関が連携して課題解決にあたる包括的な相談支援体制の構築を図っています。

【事業の対象者】

・妊娠 妊娠 娠前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学義 務教 育	後期 課程	学義 務教 育	高校 生	持つ 保護 者	若 者	住 民全 般	地 域団 体等	その 他
										○		

今後の方向性：これまでどおり継続

関連する個別計画	重層的支援体制整備事業実施計画	担当課	健康福祉課
----------	-----------------	-----	-------

■人権啓発活動事業

秋田県央地域人権啓発活動ネットワーク協議会が実施する「人権の花」運動や人権教室をはじめ各事業での啓発活動などを通して人権尊重思想の高揚を図ります。

【事業の対象者】

・妊娠 妊娠 娠前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学義 務教 育	後期 課程	学義 務教 育	高校 生	持つ 保護 者	若 者	住 民全 般	地 域団 体等	その 他
										○		

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	町民生活課
----------	---	-----	-------

2) 安心安全な環境の整備

■安全確保のための活動の推進

子どもが安心して育つことのできる地域環境の整備を進めます。また、関係機関と連携し防災・交通安全等への意識向上のための取り組みを実施します。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○						○				

今後の方向性：これまでどおり継続

公共施設や公園等遊具の安全管理の徹底、子どもセンターや義務教育学校での防災・防犯教室、定期的な巡回の実施など、安全で人にやさしい生活環境の整備に努めます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■安全な道路交通環境の整備

子どもや子どもを連れた保護者が安心して通行できるよう道路危険個所の点検や交通安全施設の整備を進め、事故防止に努めます。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
		○						○				

今後の方向性：これまでどおり継続

警察署と連携した通学路やお散歩コースの安全点検、信号機や横断歩道、ガードレール等の交通安全施設の整備など安全確保に向けた取り組みを進めます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課 町民生活課
----------	---------------	-----	----------------

■インターネットセーフティの推進

近年、スマートフォンやゲーム機の利用は子育ての課題の一つとして避けては通れないものとなっています。

子どもや保護者が正しくネット環境と接することができるよう支援します。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学義 校務 教 育	後期 課程	学義 校務 教 育	高 校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○	○	○				○				

今後の方向性：これまでどおり継続

ネットセーフティについて積極的に啓発するとともに、日々進化するインターネットに関する状況の把握に努め、トラブルを未然に防ぐため専門機関を活用した児童生徒や保護者への講習等を実施します。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課 教育委員会
----------	---------------	-----	----------------

3) 経済的な支援

■保育料助成

社会全体で子育てを支えていくという考え方のもと、こどもセンターの幼稚園利用料及び保育料の無償化を行い、子育て家庭の経済的負担を緩和します。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学義 校務 教 育	後期 課程	学義 校務 教 育	高 校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○						○				

今後の方向性：これまでどおり継続

幼稚園利用料・保育料を所得に関係なく無償化となっております。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■福祉医療制度

次代を担う子どもの健康保持、増進を図り、健やかに産み育てる環境づくりの一環として医療費の助成を行います。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠前 期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○	○	○	○	○						

今後の方向性：これまでどおり継続

所得にかかわらず、0歳から18歳までの子どもに係る医療費を全額助成します。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	町民生活課
----------	---------------	-----	-------

■未熟児医療

体重2,000 g 以下、または身体の発育が未熟なまま出生し、医師の判断で「入院治療が必要」とされた場合に医療費を助成します。1歳未満までが対象です。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠前 期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○											

今後の方向性：これまでどおり継続

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■児童手当

家庭における生活の安定と、健やかな成長を応援することを目的として、児童手当を支給します。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠前 期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおり継続

18歳（高等学校修了まで）の子どもを養育している方に支給されます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■不妊治療費助成

少子化対策の一環として、不妊治療を行っている夫婦に対し、費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図ります。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学義 校務 教育	後期 課程	学義 校務 教育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
○												

今後の方向性：これまでどおり継続

不妊治療（特定不妊治療、男性不妊治療、一般不妊治療、不育症治療）に直接要した費用に対し、一回の治療に10万円を限度に助成します。

関連する個別計画	—	担当課	健康福祉課
----------	---	-----	-------

■お誕生クーポン

おむつ等の購入に使用できるクーポン券を進呈し、何かと費用がかかる出産後の経済的負担の軽減を図ります。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学義 校務 教育	後期 課程	学義 校務 教育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○							○				

今後の方向性：これまでどおり継続

出生時に子ども1人につき、おむつ、ミルク、おしり拭き等の購入に使用できるクーポン券5万円分を進呈します。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■チャイルドシート購入費助成

子育て世帯の経済的負担の軽減と安全の確保を目的として、チャイルドシートの購入費用に対して助成を行います。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学義 校務 教育	後期 課程	学義 校務 教育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○						○				

今後の方向性：これまでどおり継続

4歳未満の乳幼児の保護者に対し、チャイルドシートの購入費の2分の1（上限1万円）を助成します。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■特別定額給付金支給事業

子育て世帯に対し、経済的な生活支援を目的として給付金を支給します。

【事業の対象者】

・妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後 期 課程	学 義 務 教 育	高 校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○							○				

今後の方向性：これまでどおり継続

出生児1人につき10万円を支給します。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■在宅保育支援助成金

乳幼児を在宅で養育している世帯に対して助成金を支給します。

【事業の対象者】

・妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後 期 課程	学 義 務 教 育	高 校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○							○				

今後の方向性：これまでどおり継続

未入園児（3歳未満）1人につき月額2万円を支給します。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■高等学校通学費助成

経済的負担の軽減及び切れ目のない子育て支援に資することを目的として五城目高等学校に通学する生徒の保護者に対する通学費相当の助成を行います。

【事業の対象者】

・妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後 期 課程	学 義 務 教 育	高 校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
							○	○				

今後の方向性：これまでどおり継続

公共交通機関を利用して通学する場合に要する最も経済的な経路と認められる区間の鉄道の通学定期乗車券購入費相当額を助成します。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■高等学校等通学定期乗車券購入助成

経済的負担の軽減及び切れ目のない子育て支援に資することを目的として高等学校等に通学する生徒の保護者に対する定期券購入費用の助成を行います。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
							○	○				

今後の方向性：これまでどおり継続

井川さくら駅で購入した、最も経済的かつ合理的な高等学校等への通学経路と認められる区間の鉄道の通学定期乗車券購入費用を全額助成します。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■任意予防接種費用助成

疾病の予防、健康の増進のため、予防接種を受ける機会を確保することを目的として費用の助成を行います。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
										○		

今後の方向性：これまでどおり継続

流行性耳下腺炎（おたふく）、インフルエンザ等に係る予防接種費用の一部を助成します。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■住宅リフォーム補助・空き家購入リフォーム補助種事業

安心して子どもを育てることができる居住環境の整備促進のため多子世帯及び空き家購入後のリフォームの費用に対して助成を行います。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
								○				

今後の方向性：これまでどおり継続

1 8歳以下の子どもを2人以上の養育する世帯が住宅リフォームを行う場合は対象工事費の10%（上限20万円）、18歳以下の子どもが1人以上の親子世帯が空き家を購入しリフォームを行う場合は15%（上限30万円）を助成します。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	産業課
----------	---------------	-----	-----

■若者子育てホーム循環事業費補助

子育て世代の定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的に、町内の空き家を解体して新築工事等を行う費用について助成を行います。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
								○				

今後の方向性：これまでどおり継続

中学生以下の子どもを養育する世帯等を対象に、空き家を解体後、新築する方、または空き家をリフォームする方に工事費用等に対して新築は上限500万円、リフォームは上限200万円を助成します。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■奨学金貸与事業

高校・大学等に進学するにあたり、経済的理由によらず学業に専念できるよう、奨学金を無利子で貸与します。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生 等	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
							○	○				

今後の方向性：これまでどおり継続

関連する個別計画	—	担当課	教育委員会
----------	---	-----	-------

■児童扶養手当

ひとり親家庭に対し、生活の安定と自立の促進を目的に手当を支給します。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学義 務教 育	後期 課程	学義 務教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	健康福祉課
----------	---	-----	-------

■就学援助費支給事業

経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に必要な援助をします。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学義 務教 育	後期 課程	学義 務教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
			○	○			○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	教育委員会
----------	---	-----	-------

■特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費について一部を負担します。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学義 務教 育	後期 課程	学義 務教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
			○	○			○	○				

今後の方向性：これまでどおり継続

関連する個別計画	—	担当課	教育委員会
----------	---	-----	-------

■生活保護

生活が困窮している方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助成することを目的としています。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学 校 務 教 育	後期 課程	学 校 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
									○			

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	健康福祉課
----------	---	-----	-------

■特別児童扶養手当

20歳未満の障がい児を養育する父母または養育者へ手当を支給します。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学 校 務 教 育	後期 課程	学 校 務 教 育	高校 生 等	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	障害者計画	担当課	健康福祉課
----------	-------	-----	-------

■障害児福祉手当

身体または精神に重度の障がいがある20歳未満のこどもに対して手当を支給します。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学 校 務 教 育	後期 課程	学 校 務 教 育	高校 生 等	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	障害者計画	担当課	健康福祉課
----------	-------	-----	-------

■療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に療育手帳を交付します。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠前 期	0 ～ 2歳	3 ～ 5歳	前期 課程	学義 校務 教育	後期 課程	学義 校務 教育	高校 生	持つ 保護者	子どもを 持つ 保護者	若 者	住 民 全般	地 域 団 体 等	その 他
										○			

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	健康福祉課
----------	---	-----	-------

基本視点 3　社会性を育む

1) 教育環境の充実

■義務教育学校の充実

知育、道育、体育の総合的な教育によって豊かな人間性を持つ調和のとれた児童・生徒を育てる学校教育を推進していきます。学校・地域・保護者が良好な関係を築いて主体的に開かれた教育課程をつくりあげ、義務教育9年間の新しい学校文化の創造を目指します。

〔事業の対象者〕

・妊娠 妊娠 妊娠 前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 校 務 教 育	後期 課程	学 校 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
			○		○			○			○	

今後の方向性：これまでどおり継続

少人数指導や探求型の授業づくりによる確かな学力の向上を図るとともに、道徳教育の充実、地域との積極的な関わりで豊かな心や社会性の育成を推進します。

関連する個別計画	—	担当課	教育委員会

■読書活動の推進

本を読むことは、子どもが言葉を学び、想像力・表現力を高め、生きていくうえでの力となるという考え方のもと、読書活動を推進していきます。

〔事業の対象者〕

・妊娠 妊娠 妊娠 前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 校 務 教 育	後期 課程	学 校 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○	○		○			○			○	

今後の方向性：これまでどおり継続

学校図書、公民館図書、子育て支援多世代交流館図書の充実を図り、幼児期からの読書習慣の形成を促すイベント等を実施するほか、義務教育学校児童生徒へ図書カードの配布を行います。

関連する個別計画	—	担当課	健康福祉課 教育委員会

■義務教育学校『井川みらい学』の推進

義務教育 9 年間を通して「大きな志を持てる子ども」「ふるさとを大切にする子ども」を育てるために、キャリア教育・ふるさと教育の一環として児童・生徒が様々な体験活動を行う『井川みらい学』を推進します。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 娠前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学義 校務 教 育	後期 課程	学義 校務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
			○	○				○			○	

今後の方向性：これまでどおり継続

職場体験や特産品、伝統文化、観光施設などについて体験を通して学ぶ機会を定期的に設け、地域を良く知ってもらうことでふるさとの大切さを感じ取るとともに、一人ひとりに夢や希望を持ってもらうための取り組みを進めます。

関連する個別計画	—	担当課	教育委員会
----------	---	-----	-------

■保育 I C T の導入

保育現場での煩雑な業務をシステム化し、保育士の業務負担軽減することで、保育の質の確保・向上を目指します。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 娠前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学義 校務 教 育	後期 課程	学義 校務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
								○				

今後の方向性：新規

タブレットを活用した保育 I C T 導入を目指します。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■ICT教育の推進

ICTを活用することで、学習効率の向上や、深い学び等にもつながることから、積極的にICT活用に取り組みます。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 娠前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学義 校務 教 育	後期 課程	学義 校務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
			○	○								

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	教育委員会
----------	---	-----	-------

■子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供や推進体制の確保

乳幼児時期の教育・保育において育まれた資質・能力を義務教育学校以降の学びや生活につなげる。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
○	○	○	○	○								

今後の方向性：これまでどおり継続

幼保小の協働による架け橋期の実施等異なる施設相互の連携を強化し、育ちや学びをつなぐ幼保小の円滑な接続を図る。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課 教育委員会
----------	---------------	-----	----------------

■SOSの出し方に関する教育

児童生徒を対象にリーフレット等を通じて、困難や心理的負担を受けた場合等に、対処方法やSOSを出す必要性について周知します。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
			○	○								

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	教育委員会
----------	---	-----	-------

■メンタルヘルスサポートフォローアップ研修

メンタルヘルスセンター(民生委員)を対象に相談者への対応方法や心の健康に関する理解を深める等のスキルアップを目的とした研修会を開催。センター間の情報交換も図り、活動の支援を行う。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
										○		

今後の方向性：これまでどおりに継続

利用者数が減少傾向にあるため、利用の周知・活用が課題である。

関連する個別計画	自殺対策計画	担当課	健康福祉課
----------	--------	-----	-------

2) 体験活動・学習機会の充実

■ 多様な体験活動の推進

心豊かでたくましい青少年の育成と地域の教育力の向上が図られるよう、関係機関や諸団体等と連携し体験活動や野外活動を実施します。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学義務 校務 教育	後期 課程	学義務 校務 教育	高校生	持つ 保護者	子どもを 持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体等	その他
	○	○						○					

今後の方向性：これまでどおりに継続

あつまれ！いかわっこや、こども夏まつり等の毎年の行事だけでなく、適宜必要な新しい体験活動の機会を創出していきます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課
----------	---------------	-----	-------

■ 放課後こども教室の実施

放課後や週末の子どもたちの居場所をつくり、地域が協力して勉強やスポーツ活動を支援する放課後子ども教室を実施します。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学義務 校務 教育	後期 課程	学義務 校務 教育	高校生	持つ 保護者	子どもを 持つ 保護者	若者	住民全般	地域団体等	その他
			○										

今後の方向性：これまでどおりに継続

放課後児童クラブと連携しながら、子育て支援多世代交流館や義務教育学校において地域の方を先生とした教室等を実施していきます。

関連する個別計画	—	担当課	教育委員会
----------	---	-----	-------

■スポーツ活動の推進

子どもたちの心身の健全育成を生涯にわたってたくましく生きるために健康や体力を培うことを目的として、スポーツに親しむことのできる機会及び多世代での交流ができる場の創出に努めるとともに、スポーツ活動全般について地域全体で支援する環境づくりを推進します。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

今後の方向性：これまでどおりに継続

心身の成長過程にある子どもたちが多種多様な運動を経験し、体力の基礎を身につけることができるようスポーツ少年団活動や学校部活動を支援します。また、各種スポーツ行事の充実に努めます。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課 教育委員会
----------	---------------	-----	----------------

■井川みらい学(総合的な学習)の充実

体験活動をたくさん行うことで、ふるさとの大切さを実感させ、井川町から体験活動を広げていき、一人一人に夢や希望をもたせます。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
			○	○								

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	教育委員会
----------	---	-----	-------

■異文化体験交流事業

体験活動をたくさんさせることで、ふるさとの大切さを実感させ、井川町から体験活動を広げていき、一人一人に夢や希望をもたせます。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前 期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
			○	○								

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	教育委員会
----------	---	-----	-------

3) 地域に根ざした活動の推進

■児童館活動の充実

町では、児童館及び地区集会所に児童館厚生員を配置し、地域ぐるみで子どもを見守る観点にたって子どもたちの遊びの拠点となるよう運営を行っています。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

地域に根ざした児童館として地域の中で人とふれあいながら育っていくような環境づくりを目指し、子どもたちの自主性を大切にしながら創作活動、自然体験、生活体験など様々な体験の機会を提供していきます。

関連する個別計画	—	担当課	教育委員会
----------	---	-----	-------

■多世代交流の推進

子どもたちを地域全体で見守り、育していくだけではなく、お互いの助け合いや交流の輪を育み、地域の活性化につなげていくために多世代交流を推進します。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
	○	○	○	○								

今後の方向性：これまでどおりに継続

子育て支援多世代交流館を核として、こどもセンターや義務教育学校、各児童館等において多くの世代の方と関わりを持てる取り組みを実施します。

関連する個別計画	子ども・子育て支援事業計画	担当課	健康福祉課 教育委員会
----------	---------------	-----	----------------

■自殺予防街頭キャンペーン

3月1日の秋田県のいのちの日にアマノ井川店にて、メンタルヘルスセンター・町職員等が街頭キャンペーンを実施。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
										○	○	

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	自殺対策計画	担当課	健康福祉課
----------	--------	-----	-------

■要保護児童対策協議会

要保護児童対策として、要保護児童対策協議会を設置し、その中で定期的なケース検討会を開催し、気になるケースの見守り・情報交換を行っています。定期的なケース検討会により、各機関の情報共有が図られており、気になる児童及び家庭へのフォローを実践しております。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
○	○	○	○	○	○	○	○	○				

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	—	担当課	健康福祉課
----------	---	-----	-------

■男女共同参画に関する広報啓発の取組の推進

誰もが年齢や性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指すこととし、井川町男女共同参画社会行動計画を策定しています。令和8年度に第5次計画を策定します。

[事業の対象者]

・妊娠 妊娠 妊娠 前期	0 ～ 2 歳	3 ～ 5 歳	前期 課程	学 義 務 教 育	後期 課程	学 義 務 教 育	高校 生	持 つ 保 護 者	若 者	住 民 全 般	地 域 団 体 等	その 他
										○		

今後の方向性：これまでどおりに継続

関連する個別計画	井川町男女共同参画社会行動計画	担当課	総務課
----------	-----------------	-----	-----

第5章 子ども・子育て支援事業の確保の方策

1. こども（0～11歳）人口の推計

本計画の対象を、おおむね15歳から40歳未満の者とします。

本計画の対象となるこども若者についての、推計人口データとなります。

	実績人口	推計人口			
		2020年	2025年	2030年	2035年
		令和2年	令和7年	令和12年	令和17年
0～4歳	85人	55人	47人	41人	35人
5～9歳	102人	90人	59人	51人	45人
0～9歳 計	187人	145人	126人	92人	80人
10～14歳	147人	102人	91人	59人	51人
15～19歳	185人	128人	89人	79人	52人
20～24歳	127人	113人	79人	54人	48人
25～29歳	142人	121人	107人	74人	52人
30～34歳	134人	136人	115人	103人	70人
35～39歳	159人	132人	133人	113人	100人
0～39歳 総計	1,081人	877人	740人	574人	453人

資料：国立社会保障・人口問題研究所 令和5年推計より

こども（0～9歳）人口は減少傾向にあり、推計においても減少傾向が続くものと試算されています。

そのため令和2年の187人から令和22年には80人と減少となっており、令和2年の4割程度の水準になるものと予測されています。

同様に全体でも減少傾向にあり令和2年の1,081人から令和22年には453人と減少となっており、令和2年の4割程度の水準になるものと予測されています。

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

当町では、町内全域を1つの教育・保育提供区域※として設定し、地域のニーズに応じたサービスの提供を推進します。

※教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘定して定める区域のことです。

3. 教育・保育の区分の設定について

教育・保育とは、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業の利用を指し、以下の区分で設定します。

認定区分	対象者		利用できる施設等
1号認定	満3歳以上こども	教育を希望する場合	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上こども	保育を必要とする場合	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満こども	保育を必要とする場合	認定こども園、保育所、地域型保育事業

幼稚園	: 3歳から就学前のこどもに対し、幼児教育を行う施設
認定こども園	: 幼稚園と認可保育所の機能や特徴をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設
認可保育所	: 0歳から就学前のこどもに対し、保育を行う施設
地域型保育事業	: 市町村が認可する以下の4つの事業
① 小規模保育事業	: 定員6～19人で行う保育事業
② 事業所内保育事業	: 企業等が、主に従業員用に運営する保育施設
③ 家庭的保育事業	: 保育者の家庭等でこどもを保育するサービス
④ 居宅訪問型保育事業	: ベビーシッターのような保育者が、こどもの家庭で保育するサービス

4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保について

認定こども園は、0歳から義務教育学校就学前までのこどもが同じ環境の下で保育と幼児教育が受けられる施設です。保護者の就労の変化によらずこどもを受け入れる施設であるとともに、子育て支援の拠点であることから、就学前のこどもの成長と発達段階に応じた教育・保育を一体的に行い、生涯にわたる人間形成の基礎を培うための教育・保育を提供する施設となっています。

教育・保育の一体的提供の推進を図るため、認定こども園の周知・普及を図ります。

こどもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、井川義務養育学校等との連携にも、取り組んでいます。

また、保育士の人材の確保・育成に向けて、保育士の研修、保育士の待遇改善、職員の資質の向上などの取組についても検討していきます。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から実施している幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付が創設されています。

本町では、現在該当児童はありませんが、今後対象児童が出てきた場合は対応します。

6. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の方策

(1) 教育と保育の量の見込み

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号	教育	0人	0人	0人	0人
2号	教育	0人	0人	0人	0人
	保育	52人	52人	28人	26人
3号	0歳	保育	13人	12人	12人
	1歳・2歳	保育	15人	14人	13人

(2) 教育利用に対する確保策

① 1号認定（3～5歳）・教育利用に対する確保策

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量		0人	0人	0人	0人
確保策		15人	15人	15人	15人

② 2号認定（3～5歳）・教育利用に対する確保策

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量		0人	0人	0人	0人
確保策		15人	15人	15人	15人

	時間	対象者	備考
1号認定（教育）	8：30～13：00	3～5歳児	春・夏・冬季休業あり 一時預かり保育あり
2号認定（保育）	7：30～18：30	3～5歳児	延長保育あり
3号認定（保育）	7：30～18：30	0～2歳児	延長保育あり

(3) 保育利用に対する確保策

① 2号認定（3～5歳）・保育利用に対する確保策

	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	52人	52人	28人	26人
確保策	60人	60人	60人	60人

② 3号認定（0歳）・保育利用に対する確保策

	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	13人	12人	12人	11人
確保策	15人	15人	15人	15人

③ 3号認定（1～2歳）・保育利用に対する確保策

	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	15人	14人	13人	13人
確保策	35人	35人	35人	35人

7. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の方策

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

		2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
見込量	義務教育学校 1年生	14人	13人	17人	16人
	義務教育学校 2年生	11人	10人	13人	12人
	義務教育学校 3年生	7人	7人	9人	8人
	義務教育学校 4年生	6人	7人	8人	7人
	義務教育学校 5年生	6人	6人	8人	7人
	義務教育学校 6年生	3人	2人	3人	2人
確保策	義務教育学校 1年生	20人	20人	17人	18人
	義務教育学校 2年生	15人	12人	14人	13人
	義務教育学校 3年生	10人	10人	10人	10人
	義務教育学校 4年生	6人	7人	8人	7人
	義務教育学校 5年生	6人	6人	8人	7人
	義務教育学校 6年生	3人	5人	3人	5人

○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

		2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
見込量	利用量	350人回	350人回	350人回	350人回
確保策	利用量	350人回	350人回	350人回	350人回

○一時預かり事業

(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）)

		2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用量	0人日	0人日	0人日	0人日
確保策	利用量	0人日	0人日	0人日	0人日

(2号認定による定期的な利用)

		2026年度	2027 年度	2028 年度	2029年度
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用量	0人日	0人日	0人日	0人日
確保策	利用量	0人日	0人日	0人日	0人日

(上記以外)

		2026年度	2027 年度	2028 年度	2029年度
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用量	0人日	0人日	0人日	0人日
確保策	利用量	0人日	0人日	0人日	0人日

○妊婦健康診査

		2026年度	2027 年度	2028 年度	2029年度
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	利用量	200人回	200人回	200人回	200人回
確保策	利用量	200人回	200人回	200人回	200人回

○乳児家庭全戸訪問事業

		2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込量	訪問人数	6人	6人	6人	5人
確保策	訪問人数	15人	15人	15人	15人

○妊婦等包括相談支援事業

		2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊娠届出数	見込量	12人	12人	12人	12人
	確保策	12人	12人	12人	12人
面談合計回数	見込量	25回	25回	25回	25回
	確保策	25回	25回	25回	25回

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

		2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳（延べ利用者数）	見込量	12人日	12人日	12人日	12人日
	確保策	48人日	48人日	48人日	48人日
1歳（延べ利用者数）	見込量	35人日	30人日	30人日	30人日
	確保策	60人日	60人日	60人日	60人日
2歳（延べ利用者数）	見込量	30人日	30人日	30人日	30人日
	確保策	60人日	60人日	60人日	60人日
延べ利用者数 計	見込量	77人日	72人日	72人日	72人日
	確保策	168人日	168人日	168人日	168人日

○産後ケア事業

		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
産婦数	見込量	15 人				
	確保策	15 人				

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

（1）計画見直し

計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などで大きな乖離が生じた場合は、子ども子育て会議を開催し、計画の見直しを行います。

（2）庁内における進捗管理の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取組を実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援、若者支援を推進する計画として位置づけ、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための庁内関係課連絡会議を隨時開催します。

（3）関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

さらに若者の就労環境や労働環境の改善や地域活動への参加促進、余暇活動の促進や居場所づくりなどについても、事業者を始め、幅広い関係機関との連携が必要です。

本町はこれらの関係機関等に声掛けや情報提供、各種事業への協力依頼など積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

2. 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く町民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、ホームページ等を活用し周知に努めます。

3. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画は、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもと若者の成長や子ども・若者を取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、井川町子ども・子育て会議において継続的に評価し、その結果を踏まえた計画の改善を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。



資料編

1. 子ども・子育て会議

(1) 井川町子ども・子育て会議条例

井川町子ども・子育て会議条例（平成25年条例第21号）

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、井川町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

第3条 会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1)子どもの保護者
- (2)事業主を代表する者
- (3)労働者を代表する者
- (4)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5)子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6)その他町長が必要と認める者

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

第5条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第6条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(井川町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 井川町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第46号)の一部を次のように改正する。

(2) 井川町子ども・子育て会議委員名簿

任期: 令和6年12月20日～令和8年12月29日

No.	氏名	所属団体等
1	佐藤 聰子	教育委員
2	石井 学	義務教育学校 校長
3	田中 弘美	主任児童委員
4	伊藤 功隆	こどもセンター保護者会 会長
5	二田 洋志	子供の保護者
6	浅野 博明	事業主を代表する者
7	伊藤 学	労働者を代表する者
8	小林 留美子	義務教育学校 生活支援員
9	菊地 奈津美	児童厚生員
10	戸澤 玲子	こどもセンター副園長
11	齋藤 九三子	みなくる 主査
12	湊 百合子	保健師 主査

井川町こども計画

令和 8 年 3 月

編集	井川町役場 〒018-1596 秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1 担当 健康福祉課 電話 018-874-4426
----	---